

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和六年三月十九日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年十二月二十五日奈良県指令建第一一二一―一三六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年三月十一日建第一〇二七三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

高市郡高取町大字観覚寺一二九六番一及び一二九七番一の各一部、一二九八番一並びに一二九九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高市郡高取町大字市尾一〇七五番地
社会福祉法人朱鳥会 理事長 山本進章